○大阪大学原子力研究・安全委員会　研究施設・設備等検討部会設置要項

第１条　大阪大学原子力研究・安全委員会規程第７条第２項の規定に基づき、大阪大学原子力研究・安全委員会研究施設・設備等検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

第２条　大阪大学原子力研究･安全委員会規程第７条第３項の規定に基づき､この要項を定める。

第３条　部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　施設・設備等の維持・整備に関すること。

(2)　施設・設備等の将来構想に関すること。

(3)　施設・設備等の予算に関すること。

(4)　その他部会が必要と認めた事項

第４条　部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　原子力研究・安全委員会の委員長が必要と認めた教員１名

(2)　理学研究科、医学系研究科、工学研究科及び基礎工学研究科から選ばれた教員各１名

(3)　別表１に定める関連施設の長又は教員１名
ただし、複数の関連施設を有する部局等においては、部局等から教員若干名

(4)　前３号に掲げるもののほか、部会が必要と認めた教員若干名

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　部会に部会長を置き、前条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

第６条　部会に部会長代理を置き、部会長が指名をもって充てる。

２　部会長代理は、部会長不在の場合に前条第２項の任務を代行する。

第７条　部会に関する事務は、安全衛生管理部で行う。

第８条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則
この要項は、平成２８年　９月２８日から施行する。

附則
この要項は、平成２９年　５月　１日から施行する。

附則
　この要項は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附則
　この要項は、令和２年１０月１４日から施行する。

附則
　この要項は、令和３年　４月　１日から施行する。

別表１　関連施設一覧

関連施設の名称
医学系研究科放射性同位元素使用施設
医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設
医学部附属病院放射性同位元素等診療施設
歯学部附属病院放射性同位元素等診療施設
工学研究科放射性同位元素等使用施設
工学研究科自由電子レーザー研究施設放射線発生装置等使用施設
生命機能研究科放射性同位元素等使用施設
微生物病研究所放射性同位元素実験室
産業科学研究所放射性同位元素等使用施設
蛋白質研究所放射性同位元素実験室
レーザー科学研究所放射性同位元素等使用施設
超高圧電子顕微鏡センター放射線発生装置等使用施設
放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(吹田本館)放射性同位元素等使用施設
放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)放射性同位元素等使用施設
核物理研究センター放射性同位元素等使用施設